

日本テコンドー協会試合法

J T A公式戦参加資格 ー 自己所有道衣・防具義務化と登録制

2016年7月15日
日本テコンドー協会
理事長 河 明生

J T Aの公式戦に参加するためには次の条件を満たさなければならない（理由下段参照）。

第 1 条 自己所有の J T A グッズ

- 1, J T Aの公式戦に参加するためには自己所有の「J T A道衣」を着用しなければならない。
- 2, J T Aの公式戦・組手に参加するためには自己所有の「J T A手・足防具」を着用しなければならない。
- 3, 本条に言う「自己所有」とは、指定業者 I T Aから新規で購入した道衣および手足防具をいう。
退会した会員による中古の道衣と手足防具の売買や譲渡は「自己所有」ではない。

第 2 条 自己所有証明と公式戦参加資格登録

- 1, J T Aクラブ長・体育会長・同好会長等は、指定業者 I T Aに、J T Aテコンドーグッズ購入者の名簿を提出しなければならない。
 - 1) 名簿には次の内容を明記しなければならない。
 - ①氏名
 - ②年齢
 - ③ J T A道衣購入の別および購入日
 - ④ J T A手足防具購入の別および購入日
 - ⑤名簿作成者氏名および役職
 - 2) それ以外の様式は任意とする。
- 2, J T Aクラブ長・体育会長・同好会長等は、2016年1月以降の新規入門者に関する上記の登録名簿を **itahonbu@gmail.com** 宛に添付ファイルで1ヶ月以内にメールしなければならない。
- 3, 上記の名簿を指定業者 I T Aは、J T Aに報告し、公式戦参加資格者として登録するものとする。

第 3 条 自己所有の J T A グッズ未登録者への対応

- 1, J T A公式戦から排除する。一切参加を認めない。
一つの大会がなくなっても、この姿勢を堅持する。

- 2、虚偽が発覚した場合、
 - 1) 試合参加費は返却しない。
 - 2) 参加資格がないので入賞は遡って無効となる。
- 3、悪質な場合、次の処分を行う。
 - 1) 個人については退会勧告を行う。
 - 2) 団体に対しては退会勧告、または廃止・廃部勧告を行う。

第4条 自己所有のJTAグッズの例外

- 1、次の「お下がり」は認める。
 - 1) 親・兄弟姉妹が自己所有するグッズの「お下がり」
 - 2) 親族は従姉妹まで「お下がり」は認める。
- 2、JTAクラブ長・体育会長・同好会長等は、上記の名簿を **itahonbu@gmail.com** 宛に添付ファイルで1ヶ月以内にメールしなければならない。
- 3、JTA黒帯道衣については、高校生以下は、着用しなくても全日本フルコンタクトテコンドー選手権大会への参加を認める。
- 4、青の手足防具を所有している会員Aが、赤の手足防具を所有している会員Bと（逆も可）、協定を結び大会でAが赤コーナーとなった場合、Bから赤の手足防具の貸与をうけ、もしくはBが青コーナーとなった場合、Aから青の手足防具の貸与をうけることは認める。

附記 本法は、2016年7月14日より施行する。

該当者は、2016年1月以降の入門者とする。

JTAクラブ長・体育会長・同好会長等は、上記の名簿を

itahonbu@gmail.com 宛に添付ファイルで関西大会締切前迄にメールしなければならない。

<理由>

かつての犯罪多発都市・ニューヨーク市で、犯罪と落書との因果関係に着目した市長が、落書をすみやかに消したところ、犯罪が激減したことがある。それと同じことで、小さな悪行を見逃していると、どんどんエスカレートするのが今の世の中である。

たとえば、JTA年会費は、当初は休会者から徴集していなかった。

ところが毎年、年会費を徴収する月の1～2ヶ月前に休会し、4月になると復帰する輩が複数現れた。正直、うんざりした。

こんな悪行は排除しなければならないと考え、休会者であっても年会費を徴収するよう改正した。

私・河が、古参黒帯の悪行＝落書をすみやかに処理してきたからこそ約34年間、JTAは存続している

1, 姿勢の問題—他人のお古で大成した選手はいない。

若者の白帯小論文には、その大部分が「将来、黒帯をしまして全日本大会に出場したい」と書いてある。しかし、あらゆる競技の全日本大会を目指している選手が、他人のお古だけで練習し、全日本大会に出場したという事例を管見の限り聞いたことがない。そもそも自己に最低限の投資をせず結果をだそうとする姿勢が間違っている。また、他人から借りるため練習中、あるいは試合を中断させるという悪行を繰り返している。野球やサッカーをしようとする者が、全部、他人からもらったものを使うのであろうか。自分のグローブやスパイクがないのに試合に出るのであろうか。自分に投資すればこそ、投資した分だけがんばろう、投資したのだから辞めるわけにはいかない等の発憤材料になるわけで、それが当初から欠けている者は、身体的能力以前に、まったく見込みがない。すみやかに退会すべきである。

2, 財政問題

日本テコンドー協会（以下、J T A）は、国家や地方自治体、大企業等から経済的支援を全く受けていない。組織の大小にかかわらず財源は不可欠である。

J T Aは、年会費、審査料、指定業者・（株）I T Aによるテコンドーグッズ販売（修練に関係のない物は一切販売していない）により自主的財源を自律的に確保することによって、約3 4年間、存続してきた。

しかし、最近、J T Aを退会した元会員による中古テコンドー防具の販売等が現れるようになった。また、似たような防具にペンキ等で青色を塗って使用する輩も現れた。3年程度で退会する輩の行為であるが、このような輩と行為は、すみやかに排除しなければならない。なぜなら、財源なくして組織の運営はもとより存立が危うくなるからである。国家や地方自治体から武道館等の優先使用等で多額の税金による援助を受けている柔道や剣道とは異なる。

3, 全日本フルコンタクトテコンドー選手権大会への影響

1) 運営支障

毎年1 1月土曜日の夜に後樂園ホールで開催している全日本フルコンタクトテコンドー選手権大会を自主的財源のみで運営している。

しかし、中古の売買や譲渡による使用を認めると全日本フルコンタクトテコンドー選手権大会の持続的運営が困難になる。

参加費も、たとえばフルコンタクト系の空手の全日本参加費が3万円～5万円も徴集している中、高くはない。入場費もしかり。

本年6月から（株）東京ドームと来年2017年11月下旬の後樂園ホール賃貸契約交渉を開始している。人気の高い施設を毎年同じ時期の土曜日・夜に持続的に借りていることを当然だと考えてはいけない。

J T Aが、それ相応の条件を提示していればこそ、持続的に借りられていることを配慮すべきである。その財源をなくそうとする悪行は見過ごすことはできない。

2) 「ゆとり世代」の良好な就職の効用と後樂園ホール開催の全日本大会出場経歴

毎年、我が全日本フルコンタクトテコンドー選手権大会に出場した大学生の就職が極めて良好である。とくに、履歴書に「第**回全日本フルコンタクトテコンドー選手権大会出場（後樂園ホール開催）」と記入した体育会大学生の就職は良好である。

たとえば、昨年および本年、業界トップの大企業で、20数名しか採用しない幹部候補として採用されている。最終面接では、J T Aテコンドーのことしか聞かれなかったと報告を受けている。また警察や消防署では落ちることは極めて稀である。

さらに教師の採用でも、学力だけでは児童生徒を束ねられないため、武道経験者として高い評価を受けてもいる。精神的に弱いと言われている「ゆとり世代」の中で、精神的に強いと期待されての結果であると考えられる。今後とも、この傾向は続くと推測される。

もとより良い就職をするためにJTAがあるわけではない。ただ、世の中の若者や親がそれを期待している以上、JTAテコンドーで一生懸命修練した結果、精神力が強い等の評価を受け、その希望が叶うのなら、喜ばしいと考える。

ところが、その恩恵を最も受けている者、たとえば大学生が全日本大会をなくす行いをしていたとするなら、本末転倒と言わざるを得ない。大学に通えるというその事実だけで貧困家庭ではないのだから、大人の分別をわきまえなければならない。

苦しいながらも、自分で道衣や防具を購入し、彼ら彼女なりに一生懸命がんばった結果、全日本フルコンタクトテコンドー選手権大会に出場して、希望の就職ができる従来の環境を守る使命が私・河にはある。一部の輩の悪行で、まじめな会員の目標をなくすことがあってはならない。

4、他人の道衣・防具・黒帯道衣を使用し続けた若者の死

宮本武蔵は「我がことにおいて後悔せず」と名言を残しており、私・河も、武道家としてそのような境地であろうとしているが、今でも後悔していることがある。

指導していた大学の体育会に、A（男）とB（女）という部員がいた。AもBもまじめな部員ではなく、身体的能力も低く、当然、試合で結果を出したことがない。後に判明したことだが、道衣や防具も辞めた元部員のお古だった。

後輩のCが入部し、AとBの真似をし、すべてお古でそろえた。私は、1年であるのに、あまりにもCの道衣が汚れていたのも、お古であることを知った。だが、私は、ええかっこしいで、そもそも金銭的なことを注意するのが好きではなく、

「Cは貧乏なのかな」

と黙認した。

やがてAとBが増長した。

生活が苦しいなりに、バイトで貯めたお金で黒帯道衣を購入した同期の部員に強引に頼み込み、試合や卒業写真等の時だけ着用しようとした。

それを知った私は、

「せこいことは辞めるように。

苦しいのはお前達だけではない。

何故、他人が努力した果実をただ乗りしようとするのか。

正直でまじめな者が馬鹿を見るのと同じだから断じて許さない」等々、AとBを諫めた。

そしてこの悪行をなくすために試合要項に

「全日本大会予選会は自己所有の黒帯道衣の着用を義務づける」と明記した。

しかし、Cは、お古を使用し続けた。

ある大会が終わり、たまたま結果を出せなかったCが黒帯道衣を着用していたので質問した。

「C、それも他人の黒帯道衣なのか？」

「はい、へへっ」
それがCとの最後の会話になった。

3日後、Cの死亡が知らされた。
バイクで死んだという。
私は葬式に参列しなかったが、Cの死の原因が気になったので、お通夜や告別式に参列した複数の部員に質問したが、皆同じことを言った。
「遺族の方は死んだ理由を言いませんでした」

私は何十回も葬式に参加しているが、普通、若者が病死や自殺でないのなら、遺族は相手方の非をならすものだ。
「相手が悪い」「相手の不注意で」「無念だった」「無念をはらしたい」等々。
だが、それが無いということは、死んだ若者自身に何らかの過失があった場合が多いと思われる。
とくに若者のバイクの場合は、そのような傾向がある。

私は後悔した。
「なぜ、もっとCを注意できなかったのか」と。
若者は人生経験がないため因果応報を知らない。
一事が万事であることも知らない。
若いのだから当然だ。
だからこそ、身近な年長者が諭す必要性があるのだ。

他人の防具を利用し続ける、一見、合理的なようだが、実はCは罠にはまっていたと思う。
確かに先輩にはAとBというセコイ「模範」がいた。
だが、Cの同期では、Cだけだった。
他の同期は、苦しかったが、AとBを真似しなかったのだ。つまり規範性があったといえる。
AとBの行為があまり良いことだとは思わなかったのだろう。
そして規律を重んじる私が、結果としてCを黙認していた、
つまりCは、「自分は特別扱いを受けていた」と勘違いしたのだと思う。
おそらく交通法規を守らなかったと考えられる。

小さなことの積み重ねが、良い方向や結果、悪い方向や結果につながると思う。
悪いことを積み重ねた人間は、「自分は他人とは違う」と勘違いするので遵法精神がなくなる。
ところが長年続いた集団的規律・秩序を守らない若者に年長者が指導・注意し、
若者が嫌々ながらも受け入れた場合、「自分は他人と同じで特別な人間ではない」と体験的に悟るはずだ。
だから人生経験のある親は、子供の悪行を些細なことであっても叱るのだ。
子供や青春時代に叱られながら規律・規則、なにかんづく遵法精神を涵養するのが人間の成長過程だ。
残念ながらCには、その過程が欠けていたと考えられる。

数日後、Cの親が突然訪ねてきて、子供が最後になんばったことだから、
「JTAに寄付をしたい」
と申し出てきた。
Cの実家は金持ちだったことを知り二重のショックだった。
他の複数の団体は受け取ったらしいが、私は丁重に断わった。
若者一人救えなかったからである。我が身を恥じたからである。

約3ヶ月後、恒例の新年OB会で、簡易な「Cのお別れ会」を行った。
ホテルでの会食だから、当然、会費を払わなければならない。

私は我が目を疑った。怒りがこみ上げてきた。
Cの若死にを間接的にまねいたAが、出席届をだしていないのに、
会費を払わないで参加していたからだ。つまり無銭飲食である。
こんな男が、学校の先生だとうのだから世も末だと観じた。
Bもホテルの外にいたらしい。
AもBも、一生、この病的なセコサはなおらないだろう。
若いときに強制的に修正しないと幸福にはなれない。
とくに金に対する態度は重要だ。
読み終えた皆さんが、何事かを観じてくれれば良いと思う。